

## 中央区公式インスタグラム運用要領

令和7年4月1日

7 中企シ第1号

### (目的)

第1条 この要領は、中央区（以下「区」という。）が開設するInstagram（以下「インスタグラム」という。）を区民等への情報提供媒体として運用するために、必要な事項を定めることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要領において、使用する用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) インスタグラム スマートフォンやタブレット端末などを使い、無料で写真や短時間動画を共有するソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）をいう。
- (2) 公式インスタグラム 区が設置・運用するインスタグラムをいう。
- (3) アカウント インスタグラムを利用するために取得した権利及びユーザー名をいう。
- (4) 利用者 公式インスタグラムの利用者をいう。
- (5) コメント 他のユーザーのインスタグラムに意見等を投稿することをいう。

### (運営主体)

第3条 公式インスタグラムの運営主体は区とし、アカウントの運営管理者は企画部シティプロモーション推進課長とする。

2 アカウント名は、tokyochuo.city とする。

### (アカウント運営主体の明示)

第4条 区は、なりすましによる誤情報の流布を防ぐために、運営主体としてアカウント名を、区公式ホームページ上に明示する。

2 区は、アカウントの運営主体について、公式インスタグラムのプロフィール欄に明示する。

### (情報発信)

第5条 公式インスタグラムを運営するにあたり、情報の作成、更新、発信は、原則として企画部シティプロモーション推進課長が行う。

2 情報発信の原則は次のとおりとする。

- (1) 区職員であることの自覚と責任を持ち、地方公務員法その他の関係法令並びに職員の服務及び情報の取り扱いに関する規定を順守する。
- (2) 自らの職務に関する情報を発信する場合は、守秘義務を果たすとともに、意思形成過程における情報の取り扱いに十分留意する。
- (3) 基本的人権、肖像権、プライバシー権、知的財産権等に関して侵害することがないように十分留意する。
- (4) 発信する情報は正確を期するとともに、その内容について誤解を招かないよ

う十分留意する。

(5) その他公序良俗に反する一切の情報を発信しない。

(利用者の遵守事項)

第6条 利用者は、公式Instagramの利用に際して、次のコメントを行ってはならないものとし、運営管理者は、投稿内容が下記事項に該当すると判断した場合は、当該利用者に対し予告なく、情報の削除その他必要な措置を講じることができる。

- (1) 法令等に違反するもの、又は違反するおそれがあるもの
- (2) 特定の個人、団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (4) 著作権、商標権、肖像権等、区又は第三者の知的財産権等を侵害するもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (6) 人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの
- (7) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (8) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる噂や噂を助長させるもの
- (9) 本人の許諾なく個人情報に特定・開示・漏えいする等プライバシーを侵害するもの
- (10) 同一ユーザーにより繰り返し投稿される同一内容のコメント
- (11) 有害なプログラム等
- (12) わいせつな表現等を含む不適切なもの
- (13) その他、区が不適切と判断したもの

(著作権)

第7条 公式Instagramに掲載されている個々の情報（画像、動画等）に関する諸権利は、区又は現著作者に帰属する。

2 利用者は、内容について、私的使用のための複製、引用等、著作権法上認められた場合を除き、無断で複製又は転用してはならない。

(免責)

第8条 区は、公式Instagramを通じて利用者から提供される情報について、その正確性、完全性、合法性その他の保証は一切しないものとし、当該情報に起因して利用者又は第三者に損害が発生したとしても、区は一切責任を負わないものとする。

2 区は、掲載された情報に起因して利用者又は第三者に損害が発生したとしても、区の故意又は重大な過失によるものでない限り、区は一切責任を負わないものとする。

3 この要領は、利用者への予告なく変更や見直しを行う場合があるものとする。

(その他)

第9条 その他、この要領の実施について必要な事項は、企画部シティプロモーション推進課長が別に定める。

附 則

この要領は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和７年４月１日から施行する。